

# 愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

## 新旧対照表(案)



風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<b>第2編 災害予防</b>	<b>第2編 災害予防</b>	
	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	
	<b>第3節 企業防災</b>	<b>第3節 企業防災</b>	
23	<b>1 企業における措置</b> (略) (2) 生命の安全確保 顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。  (略)	<b>1 企業における措置</b> (略) (2) 生命の安全確保 顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。 <u>また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>  (略)	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
	<b>第2章 水害予防対策</b>	<b>第2章 水害予防対策</b>	
	<b>第3節 海岸防災対策</b>	<b>第3節 海岸防災対策</b>	
28	<b>1 県（建設局、農林基盤局）、名古屋港管理組合及び市町村における措置</b> (略) <u>(追加)</u>  <b>2 関連調整事項</b> (略) <u>(追加)</u>  (略)	<b>1 県（建設局、農林基盤局）、名古屋港管理組合及び市町村における措置</b> (略) <u>(3) 走錨等に起因する事故対策</u> <u>国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、対策を行う。また、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、対策を行う。</u>  <b>2 関連調整事項</b> (略) <u>(4) 港湾関係者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、港湾関係者に情報共有することにより連携を強化する。</u>  (略)	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
	<b>第4節 浸水想定区域における対策</b>	<b>第4節 浸水想定区域における対策</b>	
	(略)	(略)	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
29	<p><b>4 浸水想定区域のある市町村における措置</b>                      (略)                      (2) ハザードマップ（防災マップ）の配布                      浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>4 浸水想定区域のある市町村における措置</b>                      (略)                      (2) ハザードマップ（防災マップ）の配布                      浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、<u>避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</u>  <u>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
<b>第3章 土砂災害等予防対策</b>		<b>第3章 土砂災害等予防対策</b>	
<b>第2節 土砂災害の防止</b>		<b>第2節 土砂災害の防止</b>	
35	<p><b>1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置</b>                      (1) 土砂災害危険箇所等の把握                      県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山地災害危険地区を把握する。  <u>土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査については、調査を完了させる実施目標を設定して行う。</u>                      (2) 土砂災害警戒区域等の指定</p>	<p><b>1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置</b>                      (1) 土砂災害危険箇所等の把握                      県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山地災害危険地区を把握する。                      (2) 土砂災害警戒区域等の指定</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>県は、土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査<u>を行い</u>、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <p>ア 土砂災害特別警戒区域</p> <p>① 特定の開発行為の制限</p> <p>② 建築物の構造規制</p> <p>③ 建築物に対する移転等の勧告</p> <p>(略)</p>	<p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>県は、土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査<u>結果を踏まえ</u>、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <p>ア 土砂災害特別警戒区域</p> <p>① 特定の開発行為の制限</p> <p>② 建築物の構造規制による安全確保</p> <p>③ 建築物に対する移転等の勧告</p> <p>(略)</p>	
	<p><b>第4章 事故・火災等予防対策</b></p>	<p><b>第4章 事故・火災等予防対策</b></p>	
	<p><b>第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策</b></p>	<p><b>第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策</b></p>	
49	<p><b>3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置</b></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置</b></p> <p><u>(3) 安全性の確保</u></p> <p><u>危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が存在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
	<p><b>第5章 建築物等の安全化</b></p>	<p><b>第5章 建築物等の安全化</b></p>	
	<p><b>第1節 交通関係施設対策</b></p>	<p><b>第1節 交通関係施設対策</b></p>	
55	<p><b>5 港湾・漁港</b></p> <p>中部地方整備局、県（建設局）、名古屋港管理組合及び市町村は、次の対策を実施又は推進する。</p> <p>(1) 港湾改修</p> <p>船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の</p>	<p><b>5 港湾・漁港</b></p> <p>中部地方整備局、県（建設局）、名古屋港管理組合及び市町村は、次の対策を実施又は推進する。</p> <p>(1) 港湾改修</p> <p><u>近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p>整備を行う。また台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。<u>さらに</u>、台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。</p> <p>(略)</p>	
	<p><b>第2節 ライフライン関係施設対策</b></p>	<p><b>第2節 ライフライン関係施設対策</b></p>	
55	<p><b>1 施設管理者等における措置</b></p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める<u>ものとする</u>。<u>また</u>、県及び市町村は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市町村における措置</b></p> <p><u>(1) 施設の代替性及び安全性の確保</u></p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p><u>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</u></p> <p>県及び市町村は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。<u>また、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>
	<p><b>第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p>	<p><b>第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p>	
	<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b></p>	<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b></p>	
67	<p><b>1 県（防災安全局、建設局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の</p>	<p><b>1 県（防災安全局、建設局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p>職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>(5) 人材の育成等            県及び市町村は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。  <u>また</u>、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実            県、市町村及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。  <u>また</u>、県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p>	<p>職員、機関等との連携等について徹底を図る。  <u>また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u></p> <p>(5) 人材の育成等  <u>ア</u> 県及び市町村は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。  <u>イ</u> 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、<u>県、市町村及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</u>  <u>ウ</u> 県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、<u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u></p> <p>(6) 防災中枢機能の充実  <u>ア</u> 県、市町村及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステム<u>や電動車等</u>の活用を含め自家発電設備、<u>LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備</u>等の整備を図り、十分な期間<u>（最低3日間）</u>の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。  <u>イ</u> 県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p>	



風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(7) 浸水対策用資機材の整備強化 (略)</p> <p>(8) 防災用拠点施設の屋上番号標示 (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>7 情報の収集・連絡体制の整備</b></p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制 県及び市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</p> <p>(2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市町村及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全</p>	<p><u>(7) 非常用電源の設置状況等の収集・整理</u> 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>(8) 防災関係機関相互の連携</u> ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 イ 県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(9) 浸水対策用資機材の整備強化 (略)</p> <p>(10) 防災用拠点施設の屋上番号標示 (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>7 情報の収集・連絡体制の整備等</b></p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制 県及び市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく<u>とともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</u></p> <p>(2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市町村及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全</p>	



風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p>性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（略）</p> <p><b>10 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</b></p> <p>(1) 市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を<u>図るよう努力するものとする。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、<u>大規模停電時も含め</u>災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>（略）</p> <p><u>(3) 被災者等への情報伝達</u></p> <p><u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p><b>10 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</b></p> <p>(1) 市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件<u>や過去の災害等を</u>踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、<u>ブルーシート、土のう袋</u>その他の物資についてあらかじめ備蓄・<u>調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p>(3) 市町村及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、<u>関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(3) 市町村及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、<u>平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
	<b>第9章 避難行動の促進対策</b>	<b>第9章 避難行動の促進対策</b>	
	<b>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</b>	<b>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</b>	
74	<p>(略)</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	<p>(略)</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が<u>速やかに</u>確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>IP通信網、ケーブルテレビ網</u>等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
	<b>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</b>	<b>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</b>	
77	<p><b>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 市町村の避難計画</p> <p>市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p>	<p><b>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 市町村の避難計画</p> <p>市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	(略)	<p><u>なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
80	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 市町村長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における県民の生活環境の確保に努めるものとする。</p> <p>○ 県、市町村及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</p> <p>○ 市町村にあつては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。</p> <p>○ 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>○ 県及び市町村は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに</p>	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 市町村長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における県民の生活環境の確保に努めるものとする。</p> <p>○ 県、市町村及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</p> <p>○ 市町村にあつては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。</p> <p>○ 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。</p> <p><u>○ 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>○ 県及び市町村は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p>移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p>	<p>移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p>	
	<p><b>第1節 避難所の指定・整備</b></p>	<p><b>第1節 避難所の指定・整備等</b></p>	
81	<p><b>市町村における措置</b> （略）</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 ア 市町村は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。 イ 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p>	<p><b>市町村における措置</b> （略）</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、<u>マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、</u>空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。 また、<u>必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、</u>緊急時に有効な次の設備について、<u>平常時</u>から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 ア 市町村は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。 イ 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>



風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p>エ 市町村は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>エ 市町村は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 <u>オ 市町村は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u> <u>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p>	
	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p>	
82	<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) 社会福祉施設等における対策 (略) <u>（追加）</u></p> <p>(略)</p>	<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) 社会福祉施設等における対策 (略) <u>オ 非常用電源の確保等</u> <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
	<p><b>第11章 広域応援体制の整備</b></p>	<p><b>第11章 広域応援体制の整備</b></p>	
	<p><b>第2節 広域応援体制の整備</b></p>	<p><b>第2節 広域応援体制の整備</b></p>	
86	<p><b>1 県（防災安全局）及び市町村における措置</b> (略) (2) 応援協定の締結等 ア 相互応援協定 (略) <u>（追加）</u></p>	<p><b>1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</b> (略) (2) 応援協定の締結等 ア 相互応援協定の<u>締結</u> (略) <u>イ 技術職員の確保</u> <u>県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p><u>イ</u> 民間団体等との協定</p> <p>県及び市町村は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>ア 防災活動拠点の確保等</p> <p>県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> 民間団体等との協定の締結等</p> <p>県及び市町村は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、</u>実効性の確保に留意すること。</p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>ア 防災活動拠点の確保等</p> <p>県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p><u>また、国（国土交通省）、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ</u> 受援体制の整備</p> <p><u>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援</u></p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p>ㄨ 訓練、検証等 （略）</p>	<p><u>体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。</u> また、<u>県及び市町村は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>ㄨ 訓練、検証等 （略）</p>	
	<p><b>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b></p>	<p><b>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b></p>	
89	<p><b>1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</b> (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 県及び市町村は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p>	<p><b>1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</b> (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 県及び市町村は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。 <u>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
	<p><b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>	<p><b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>	
	<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b></p>	<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b></p>	
92	<p><b>県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市整備局、建築局等関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台における措置</b> （略） (2) 防災に関する知識の普及 県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努め</p>	<p><b>県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市整備局、建築局等関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等</b>における措置 （略） (2) 防災に関する知識の普及 県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努め</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>



風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p>るものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(4) 報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>県は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、県民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>るものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(4) 報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>県は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、県民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。</p> <p><u>電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u></p> <p>(略)</p>	
	<p>第13章 防災に関する調査研究の推進</p>	<p>第13章 防災に関する調査研究の推進</p>	
	<p>防災に関する調査研究の推進</p>	<p>防災に関する調査研究の推進</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
96	<p>(略)</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備</p> <p>市町村においては、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備</p> <p>市町村においては、<u>地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに</u>、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>	
	<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>	<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>	
99	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 知事及び市町村長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 知事及び市町村長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。</p> <p><u>○ 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年12月2日名古屋指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。</u></p> <p>(略)</p>	地震・津波災害対策計画の修正（R2.6.1）と合わせた修正
	<b>第1節 災害対策本部の設置・運営</b>	<b>第1節 災害対策本部の設置・運営</b>	
100	<p><b>1 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(7) 国の現地災害対策本部との調整</p> <p>国の現地災害対策本部が設置された場合は、国に対する支援の要請や相互の情報提供等を図るため、合同会議の開催等必要な連絡調整を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(7) 国の現地災害対策本部との調整</p> <p>国の現地災害対策本部が設置された場合は、国に対する支援の要請や相互の情報提供等を図るため、合同会議の開催等必要な連絡調整を行う。<u>また、県は、国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
	<b>第2章 避難行動</b>	<b>第2章 避難行動</b>	
	<b>第3節 住民等の避難誘導</b>	<b>第3節 住民等の避難誘導</b>	
122	<p><b>1 住民等の避難誘導</b></p> <p>(1) 市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。</p> <p>(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p>(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p>	<p><b>1 住民等の避難誘導</b></p> <p>(1) 市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。</p> <p>(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p>(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	る。 <u>(追加)</u>  (略)	る。 <u>(4) 市町村は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u>  (略)	
	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	
	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>	
126	(略) <b>2 県（防災安全局、関係局）の措置</b> (略) (3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集 県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。 (略)	(略) <b>2 県（防災安全局、関係局）の措置</b> (略) (3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集 県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、 <u>無人航空機</u> を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。 (略)	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
	<b>第3節 広報</b>	<b>第3節 広報</b>	
133	(略) <b>5 広報活動の実施方法</b> (略) ウ 多様な情報伝達手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やWeb サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。  (略)	(略) <b>5 広報活動の実施方法</b> (略) ウ 多様な情報伝達手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やWeb サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。 <u>特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。</u> (略)	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	
	<b>第1節 応援協力</b>	<b>第1節 応援協力</b>	
135	(略) <b>1 県（防災安全局）における措置</b> (5) 市町村に対する応援 (略)	(略) <b>1 県（防災安全局）における措置</b> (5) 市町村に対する応援 (略)	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p>ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。</p> <p>(略)</p>	<p>ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。<u>県職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
	<p><b>第3節 自衛隊の災害派遣</b></p>	<p><b>第3節 自衛隊の災害派遣</b></p>	
139	<p><b>1 自衛隊における措置</b> <u>(追加)</u></p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (略)</p>	<p><b>1 自衛隊における措置</b> <u>(1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。</u></p> <p>(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
	<p><b>第5節 防災活動拠点の確保</b></p>	<p><b>第5節 防災活動拠点の確保等</b></p>	
144	<p><b>1 県（防災安全局）及び市町村における措置</b> (略) <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>1 県（防災安全局）及び市町村における措置</b> (略) <u>(3) 物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
	<p><b>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</b></p>	<p><b>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</b></p>	
	<p><b>第2節 道路施設対策</b></p>	<p><b>第2節 道路施設対策</b></p>	



風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
168	<p><b>1 中部地方整備局における措置</b>                      (略)                      (4) 情報の提供                      緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 中日本高速道路株式会社における措置</b>                      (略)                      (2) 一般通行者に対する情報提供                      ア 一般通行者の安全を確保するため、災害発生に伴う通行止め情報等を各種情報板、ハイウェイラジオ等を通じて的確な提供をするとともに、必要に応じインターチェンジにて強制流出、あるいは安全確認された休憩施設等に避難誘導を行う。                      イ 一般通行者に対する混乱を最小限にとどめるため、関係機関と協議調整の上、広域的な情報提供を積極的に実施し、高速道路ネットワークを利用した有効的なう回路情報の提供を行う。  <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>1 中部地方整備局における措置</b>                      (略)                      (4) 情報の提供                      緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。<u>また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、う回経路等を示すものとする。さらには、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>2 中日本高速道路株式会社における措置</b>                      (略)                      (2) 一般通行者に対する情報提供                      ア 一般通行者の安全を確保するため、災害発生に伴う通行止め情報等を各種情報板、ハイウェイラジオ等を通じて的確な提供をするとともに、必要に応じインターチェンジにて強制流出、あるいは安全確認された休憩施設等に避難誘導を行う。                      イ 一般通行者に対する混乱を最小限にとどめるため、関係機関と協議調整の上、広域的な情報提供を積極的に実施し、高速道路ネットワークを利用した有効的なう回路情報の提供を行う。  <u>ウ 降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定することが可能な場合、事前に通行規制見込みの可能性について周知を図るものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用することとする。また、降雨予測の変化に応じて適宜内容の見直しを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
	<p><b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>	<p><b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>	
	<p><b>第1節 避難所の開設・運営</b></p>	<p><b>第1節 避難所の開設・運営</b></p>	
185	<p><b>1 市町村における措置</b></p>	<p><b>1 市町村における措置</b></p>	<p>防災基本計画の</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p>(1) 避難所の開設</p> <p>市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難者の把握</p> <p>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>(略)</p> <p>サ ペットの取扱</p> <p>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(1) 避難所の開設</p> <p>市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p><u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難者の把握</p> <p>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p><u>また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>サ ペットの取扱</p> <p>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。<u>また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>ス 感染症対策</u></p> <p><u>市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合</u></p>	<p>修正 (R2.5.29)</p> <p>を踏まえた修正</p>



風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	(略)	は、 <u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> (略)	
	<b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
	<b>第3節 生活必需品の供給</b>	<b>第3節 生活必需品の供給</b>	
193	<p>(略)</p> <p><b>2 県(防災安全局、農業水産局、経済産業局)における措置</b></p> <p>(1) 県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。</p> <p>なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。</p> <p>(2) 輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。</p> <p>ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あつせん</p> <p>イ 他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請</p> <p>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>2 県(防災安全局、農業水産局、経済産業局)における措置</b></p> <p>(1) <u>生活必需品の輸送</u></p> <p>県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。</p> <p>なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。</p> <p>(2) <u>生活必需品の確保</u></p> <p>輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。</p> <p>ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あつせん</p> <p>イ 他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請</p> <p>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</p> <p>(3) <u>燃料の優先供給に係る調整</u></p> <p><u>県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>
	<b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b>	
	<b>第1節 電力施設対策</b>	<b>第1節 電力施設対策</b>	
202	<b>中部電力株式会社、株式会社JERA、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置</b>	<b>1 中部電力株式会社、株式会社JERA、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置</b>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p>(略)</p> <p>(5) 要員、資機材等の確保</p> <p>イ 資機材の確保</p> <p>発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(5) 要員、資機材等の確保</p> <p>イ 資機材の確保</p> <p>発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。<u>また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(8) 電源車等の配備（株式会社 J E R A、関西電力株式会社及び電源開発株式会社を除く）</u></p> <p><u>大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。</u></p> <p><b>2 県（防災安全局、関係局）における措置</b></p> <p><u>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</u></p> <p><u>また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。</u></p>	<p>を踏まえた修正</p>
	<p><b>第6節 通信施設の応急措置</b></p>	<p><b>第6節 通信施設の応急措置</b></p>	
206	<p><b>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b></p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b></p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p><b>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</b>                      緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>（略）</p>	<p><b>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</b>                      緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p>（略）</p>	
	<u>(追加)</u>	<b>第8節 ライフライン施設の応急復旧</b>	
208	<u>(追加)</u>	<p><b>県、市町村及びライフライン事業者等における措置</b></p> <p><u>(1) 現地作業調整会議の開催</u>  <u>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。</u></p> <p><u>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</u>  <u>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</u></p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	
	<b>第3章 災害廃棄物処理対策</b>	<b>第3章 災害廃棄物処理対策</b>	
	<b>災害廃棄物処理対策</b>	<b>災害廃棄物処理対策</b>	
285	<p>(略)</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</p> <p>ア 市町村は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</p> <p>ア 市町村は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><u>エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
	<b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b>	<b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b>	
	<b>第1節 罹災証明書の交付等</b>	<b>第1節 罹災証明書の交付等</b>	
288	<p><b>1 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(1) 市町村の支援等</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、<u>被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</u></p> <p>なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災</p>	<p><b>1 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(1) 市町村の支援等</p> <p><u>ア 市町村の支援</u></p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。</p> <p>なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年6月修正）	修正案（令和2年7月修正予定）	備考
	<p>市町村の調査体制の強化を図る。  <u>（追加）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><u>イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</u>  <u>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。</u>  <u>また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</u></p> <p>（略）</p> <p><b><u>3 独立行政法人都市再生機構における措置</u></b>  <u>国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。</u></p>	